



様式第17号（第15条関係）

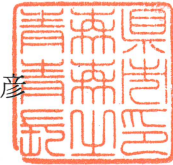
青市指令廃対第 3 号

一般廃棄物処理業許可更新証

令和 5 年 3 月 23 日付け申請のあった一般廃棄物処理業について、次のとおり許可更新する。

令和 5 年 4 月 4 日

青森市長 小野寺 晃彦



所在地	青森県弘前市大字土堂字早川276番地1
名称	株式会社東北クリーン
代表者氏名	代表取締役 三上博明
取扱一般廃棄物の種類	資源ごみ
収集、運搬及び処分の別	収集運搬
営業の区域	合併前の青森市行政区域内に限る。
収集・運搬用車両	第223号 青森100す5640 第327号 青森830さ1812 第339号 青森130さ1902 第409号 青森130す1808 第411号 青森830す1809
処理施設	無し
条件	資源ごみ受け入れ施設の荷下ろしに限る
許可期間	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に青森市を被告として(訴訟において市を代表するのは市長となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があると認められるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しを求める訴えを提起することができません。